

| 2 1 年 度 版 | 2 0 年 度 版 |
|---|--|
| <p>別 紙</p> <p>平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>(通則) (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、<u>地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u></p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）</u> <u>保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）</u>にかかる交付額は、次のアからキにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>〔保育所等整備事業〕</u></p> <p>ア <u>17,969百万円</u> × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$</p> <p>イ <u>4,492百万円</u> × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$</p> | <p>別 紙</p> <p>平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、<u>子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u></p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）</u> <u>保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）</u>にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、エについては、4,000万円を下回る場合は4,000万円）と運営要領に定める別添1から6の事業（<u>認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く</u>）を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ア <u>544億円</u> × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$</p> <p>イ <u>136億円</u> × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$</p> |

[広域的保育所利用事業]

ウ 3,400百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$

エ 850百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$

[家庭的保育改修等事業]

オ 500百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}$

カ 100百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年度家庭的保育者数}}{\text{全都道府県の平成20年度家庭的保育者数}}$
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

[保育の質の向上のための研修事業等]

キ 940百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}$

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) 分

認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) にかかる交付額は、次のアからエにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添10及び11の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[幼児教育の質の向上のための緊急環境整備]

遊具等環境整備 (認定こども園分)

ア 1,118,495千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$

当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数

ウ 50億円 × $\frac{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}$

該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

エ 10,436百万円 × $\frac{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$

オ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) 分

認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) にかかる交付額は、次により算定された額の合計額 (ただし、4,000万円を下回る場合は4,000万円) と運営要領に定める別添5から6の事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) に限る) を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

3,737,887千円 × $\frac{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$

| | | |
|------------------------------------|-------------|---|
| | | 全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数 |
| <u>遊具等環境整備（幼稚園分）</u> | | |
| | | 当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 ー |
| イ | 4,218,382千円 | × <u>当該都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数</u> |
| | | 全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 ー |
| | | <u>全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数</u> |
| <u>デジタルテレビ整備</u> | | |
| | | 当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 × 未整備率 |
| ウ | 1,153,748千円 | × <u>全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 × 未整備率</u> |
| <u>〔認定こども園等における教育の質の向上のため研修支援〕</u> | | |
| | | 当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園教員数 |
| エ | 334,375千円 | × <u>全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園教員数</u> |

(削除)

(削除)

(削除)

全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

(3) 家庭的保育改修等事業分

家庭的保育改修等事業にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

| | | | |
|---|------|---|-------------------------------------|
| ア | 48億円 | × | <u>当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数</u> |
| | | | <u>全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数</u> |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| イ | 2億円 | × | <u>当該都道府県の平成19年度家庭的保育者数</u> (地方単独事業については平成20年4月1日現在数) |
| | | | <u>全都道府県の平成19年度家庭的保育者数</u> (地方単独事業については平成20年4月1日現在数) |

(4) 保育の質の向上のための研修事業等分

保育の質の向上のための研修事業等にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添8の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

| | | | |
|--|------|---|-------------------------------------|
| | 50億円 | × | <u>当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数</u> |
| | | | <u>全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数</u> |

(5) その他事業（都道府県事務費）分

その他事業（都道府県事務費）にかかる交付額は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額と運営要領に定める別添9の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) すべての子ども・家庭への支援

すべての子ども・家庭への支援にかかる交付額は、次のアにより算定された額とイに定める額の合計額と運営要領に定める別添12の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[地域子育て創生事業]

$$\text{ア} \quad 40,755 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}$$

$$\text{イ} \quad 200 \text{ 百万円}$$

(4) ひとり親家庭等への支援の拡充

ひとり親家庭等への支援の拡充にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添13から18の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[高等技能訓練促進費等事業]

$$\text{ア} \quad 12,473 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}}{\text{全国の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}}$$

$$\text{イ} \quad 5,345 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全国の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}$$

[ひとり親家庭等の在宅就業支援事業]

$$\text{ウ} \quad \text{厚生労働大臣が必要と認めた額}$$

[その他事業]

$$\text{エ} \quad 5,043 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全国の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}$$

$$\text{オ} \quad 50 \text{ 百万円}$$

(5) 社会的養護の拡充

社会的養護の拡充にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添19から21の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$14,558 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}{\text{全都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}$$

※この場合、社会的養護児童数とは、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の在所有者数を言う。

(交付の条件)
(略)

(申請手続)
6 この交付金の交付の申請は、4(4)ウにかかるとる額を除き、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年 月 日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。
4(4)ウにかかるとる額の交付の申請は、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)
7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)
(略)

(交付の条件)
5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
(4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
(5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
(6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
(7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
(8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
(9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)
6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年3月9日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)
7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)
8 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

| 区分 | 基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円 | 寄付金その他 の収入額 (B) 円 | 差引額 (A-B) (C) 円 | 算出された 合計額 (D) 円 | 交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円 |
|--|----------------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| (1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く) | | | | | |
| (2) 認定こども園等の環境整備 等事業 (文部科学省関係) | | | | | |
| (3) すべての子ども・家庭への 支援 | | | | | |
| (4) ひとり親家庭等への支援の 拡充 (ひとり親家庭等の在 宅就業支援事業を除く) | | | | | |
| (5) 社会的養護の拡充 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

基金造成事業計画書

| 基金の保有区分 | 保管予定額 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| | (円) | |
| 合計額 | | |

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式 2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙 2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費精算書

| 区分 | 基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円 | 寄付金その他の収入額 (B) 円 | 差引額 (A-B) (C) 円 | 算出された合計額 (D) 円 | 交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円 | 交付決定額 (F) 円 | 交付金受入額 (G) 円 | 差引過(△)不足額 (G-E) 円 |
|---|-----------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|
| (1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く) | | | | | | | | |
| (2) 認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) | | | | | | | | |
| (3) すべての子ども・家庭への支援 | | | | | | | | |
| (4) ひとり親家庭等への支援の拡充 (ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を除く) | | | | | | | | |
| (5) 社会的養護の拡充 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |